

# **厚生常任委員會會議錄**

**平成20年7月23日**

**場 所 第1委員会室**

平成20年7月23日（水曜日）

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

○福祉保健行政の推進並びに県立病院事業に関する調査

○その他報告事項

- ・知的障がい者の県庁への職場体験実習受け入れについて
- ・「県庁カフェテラス」の設置について
- ・平成19年度における次世代育成支援宮崎県行動計画の推進状況について
- ・宮崎大学医学部の定員増について
- ・医療法人再生会鈴木病院の保険医療機関指定取消について

出席委員（9人）

委 員 長	権 藤 梅 義
副 委 員 長	山 下 博 三
委 員 員	緒 嶋 雅 晃
委 員 員	徳 重 忠 夫
委 員 員	丸 山 裕次郎
委 員 員	横 田 照 夫
委 員 員	高 橋 透
委 員 員	西 村 賢
委 員 員	前屋 敷 恵 美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

福祉保健部

福 祉 保 健 部 長	宮 本 尊
福 祉 保 健 部 次 長 ( 福 祉 担 当 )	野 田 俊 雄

福 祉 保 健 部 次 長 ( 保健・医療担当 )	宮 脇 和 寛
こども政策局長	山 田 敏 代
部参事兼福祉保健課長	畠 原 光 男
医 療 薬 務 課 長	高 屋 道 博
薬 務 対 策 監	串 間 奉 文
国 保 ・ 援 護 課 長	江 口 勝 一 郎
長 寿 介 護 課 長	大 重 裕 美
障 害 福 祉 課 長	村 岡 精 二
障 害 福 祉 課 部 副 参 事	杉 本 隆 史
衛 生 管 理 課 長	川 畑 芳 廣
健 康 增 進 課 長	相 馬 宏 敏
健康増進課部副参事	古 家 隆
こども政策課長	佐 藤 健 司
こども家庭課長	舟 田 美 挿 子

事務局職員出席者

議 事 課 主 幹	壱 岐 哲 也
総 務 課 主 任 主 事	児 玉 直 樹

○権藤委員長 ただいまから厚生常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○権藤委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩をお願いいたします。

午前10時0分休憩

午前10時2分再開

○権藤委員長 委員会を再開いたします。

それでは、報告事項の説明を求めます。な

お、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後にお願いいたします。

○宮本福祉保健部長 おはようございます。福祉保健部でございます。

最初に、2件ほどおわびと御報告をさせていただきます。

まず、職員の懲戒処分についてであります。このたび、当部職員による準公金の横領が発覚し、去る7月18日付で当該職員が懲戒免職処分となりました。昨年度、不適正な事務処理問題が発覚し、県を挙げて再発防止とコンプライアンスの徹底に取り組み、信頼回復に努めている矢先に、このような不祥事が発生いたしましたことは、遺憾のきわみであり、深くおわびを申し上げます。今後は、心を新たにして、再発防止に万全を期すとともに、職員に対し、公務員倫理の確立や、全体の奉仕者としての自覚を徹底させ、県民の皆様の信頼回復に努めてまいりたいと存じますので、委員の皆様方には今後とも御指導、御鞭撻のほどよろしくお願ひいたします。

次に、人事異動についてであります。去る7月16日付人事異動により、長寿介護課の総括課長補佐が交代いたしました。前任の原田課長補佐は県民政策部の総合政策課に転出、後任に環境森林部の森林整備課から日高研二課長補佐が着任いたしておりますので、御紹介をさせていただきます。

それでは、6月定例会以降の福祉保健部関係の主な動きについて、5件ほど御報告申し上げます。

座って説明させていただきます。

お手元の常任委員会資料の1ページをお開きください。知的障がい者職場体験実習事業の実施についてであります。知的障がい者職場体験

実習事業は、企業における雇用や職場実習の機会が少ない知的障がい者の就労能力の向上等目的に、県庁の職場における体験実習を実施するもので、本年度の新規事業として取り組んでいるものであります。このたび、その実習生を決定いたしましたので、御報告するものであります。

次に、3ページをお開きください。障がい者による県庁カフェテラスの実施についてであります。昨年度に引き続き、7月14日から、県庁前庭に県庁カフェテラスがオープンいたしました。ことしの特色は、カフェテラスの運営に障がい者が交代で携わるというものでありまして、障がい者が飲食物を提供することによりまして、来庁者をおもてなしするとともに、障がい者の一般就労に向けた訓練や工賃の向上に資することを目的として実施するものであります。

なお、以上の職場体験実習及び県庁カフェテラスに関する詳細につきましては、後ほど障害福祉課長より御説明させていただきます。

次に、5ページをお開きください。平成19年度における次世代育成支援宮崎県行動計画の推進状況についてであります。平成17年3月に策定した次世代育成支援宮崎県行動計画では、毎年度、計画に基づく施策の実施状況を公表し、計画の円滑な推進に努めることとしております。このたび、平成19年度における施策の実施状況を取りまとめましたので、その内容について御報告させていただくものであります。詳細につきましては、後ほどこども政策課長から御説明させていただきます。

続きまして、資料はございませんが、2件御報告させていただきます。

まず、宮崎大学医学部の定員増についてであ

ります。国においては、昨年度、地域に必要な医師を確保するための緊急対策として、平成21年度から、各都府県の大学医学部の定員の増加を最大5人まで認めるという措置を打ち出しました。これを受け、県では、宮崎大学に対し、定員増を強く要請していたところですが、先般、宮崎大学が平成21年度の入学者選抜要項を発表し、平成21年度からの医学部定員の5人増について、文部科学省に申請中であるということを明らかにいたしました。順調に審査が進めば、9月中旬ごろには認可される見通しと聞いておりまして、本県の医師確保につながるものと大変期待をしているところであります。なお、選抜方法等具体的な内容につきましては、まだ明らかにされておりませんので、今後情報を入手次第、御報告させていただきます。

最後に、医療法人再生会鈴木病院の保険医療機関の指定取り消しについてであります。

日南市飫肥にあります再生会鈴木病院については、架空の看護師等の水増しを行い、診療報酬を不正に請求していたことが判明いたしましたことから、国の社会保険事務局が、8月1日付での保険医療機関指定取り消しの処分を決定いたしました。これにより鈴木病院は、今後5年間保険診療ができず、病院経営は事実上不可能となります。このような中、この病院はほぼ満床の状態で、約70人の入院患者がおられ、しかも高齢で寝たきりの方が大半を占めるなど、患者に対する医療の継続が不可欠の状況にあります。県としましては、鈴木病院に対し、医療の確保に支障が生じることのないよう適切な対応を指導するなど、最大限対処してきたところですが、現在、県内の医療法人が鈴木病院の医療機能を承継する方向で所定の

手続を進めておるところであります。今後も県としては、患者の処遇を第一に万全を期してまいりたいと考えております。

私のほうからは以上であります。

○村岡障害福祉課長 障害福祉課からは、知的障がい者職場体験実習事業についてと、障がい者による県庁カフェテラスの実施についての2項目について御説明いたします。

委員会資料の1ページをごらんください。

初めに、知的障がい者職場体験実習事業についてであります。企業における雇用や職場実習の機会の少ない知的障がい者を対象とした県庁内での職場体験実習が始まりますので、御報告いたします。

この事業は、知的障がい者の就労能力の向上を図るとともに、県職員の知的障がい者に対する理解を深めることを目的としており、昨年度は、障害福祉課において1名を受け入れましたが、本年度は、受け入れ先を拡大して実施するものであります。

職場体験実習の概要ですが、募集人員8名に対し、11名の応募があり、面接の結果、宮崎市近郊の8名の方を決定したところであります。実習場所は、福祉保健部内の8課で受け入れ、実習期間は8月4日から来年2月20日までの間で、それぞれ4週間となっています。勤務時間は午前9時から午後3時45分までで、業務内容としましては、文書の収発、郵便物の開封・配達、コピー、不用紙の処分、パソコン入力などの事務補助をしていただくこととしております。本年度は、この実習の成果をもとに、実習受け入れマニュアルを作成し、民間企業に広く配布することにより、民間企業における実習の促進、ひいては障がい者雇用の促進につなげていきたいと考えております。

次に、障がい者による県庁カフェテラスの実施についてであります。3ページをお開きください。去る7月14日から県庁前庭において県庁カフェテラスをオープンしました。この県庁カフェテラスは、昨年度に引き続き2回目となります。本年度は、障がい者に対する就労支援の取り組みの一環として、障がい者の一般就労に向けた訓練や工賃の向上に資することを目的として実施するものであります。実施主体は県でありますが、販売につきましては、障がい者の工賃向上を図ることを目的として、県が事業を委託しております「歩一步の店」事務局が行っております。

3の事業概要であります。実施期間は7月14日から9月30日までの平日のみの54日間。営業時間は午前9時半から午後4時まで、販売する品物は、ソフトクリームとペットボトル入りの飲み物となっています。

カフェテラスの運営につきましては、県から販売委託を受けた「歩一步の店」の事務局が、飲食店営業許可を持ち、かつ宮崎市近郊にある障害福祉サービス事業所4カ所を選定し、事務所ごとに障がい者4名及び支援員1名が毎日交代で商品を販売しています。

障がい者が行う業務は、ソフトクリームづくり、商品の受け渡し、代金の受け渡し、テーブル・いすふき、カフェテラス内の清掃など、就労訓練の一環として行っています。

工賃の支払いにつきましては、商品の売り上げから原材料費等の経費を差し引いた残額を各事業所が担当した日数に応じて分配することにしております。ぜひ障がい者の生き生きとした働いている姿をごらんいただくといいと思います。よろしくお願ひします。

障害福祉課からは以上でございます。

○佐藤こども政策課長 それでは、平成19年度における次世代育成支援宮崎県行動計画の推進状況について御報告いたします。

厚生常任委員会資料の5ページをごらんください。

まず、1の総括についてでございます。平成18年の本県の合計特殊出生率は1.55となりまして、前年に比べ、0.07向上いたしました。なお、先般発表されました平成19年の合計特殊出生率は1.59と、さらに0.04ポイント上昇しております。しかし、人口維持に必要とされる2.07には遠く及ばないという状況にございます。また、ことし4月に実施されました県民意識調査におきましても、子育てに不安感、負担感を持つ県民の割合が7割近くになっており、子育て支援サービスの拡充、就労環境の整備、育児費用の軽減などが一層重要となっております。

このようなことから、(2)に整理しておりますように、平成19年度におきましては、県庁内については、知事を本部長とする子育て応援本部の設置、あるいは子育て応援デーの試行に取り組んでおります。また、県民全体につきましては、「みんなで子育て応援運動」のPR強化、行政、経営者代表10者による「子育て応援共同宣言」の実施を初め、県民に身近な市町村への対策強化の要請、子育て関係者等への働きかけなどを実施したところであります。少子化対策に特効薬はないと言われますが、今後とも、より一層の総合的な対策を講じていく必要があり、また、平成21年度には次世代育成計画の改訂も控えておりますので、指標の見直しなどにも取り組んでいく必要があると考えております。

次に、2の主な取り組み内容についてでございます。行動計画では基本目標を3つ掲げ、そ

それぞれの基本目標ごとに各種施策を体系的に整理しております。関連事業は県庁内のほとんどの部局にわたっておりますが、時間の関係もございますので、その主なものについて御説明いたします。

まず、基本目標1の「安心して子どもを生み、育てることを地域や県民全体で支え合う社会づくり」についてであります。

(1) の次世代育成支援の意識啓発では、みんなで子育て地域づくり推進事業や、みんなで子育て協働推進プラザの開催等による意識啓発の実施、(2) の地域における子育て支援の推進では、1つ目には、一時・特定保育を実施する保育所の拡大や、その2つ下にあります子育て支援乳幼児医療費助成事業の実施などに取り組みました。

資料の6ページをお開きください。(4) の子育てにやさしい環境・まちづくりの推進では、3つ目には、県営住宅における多子世帯等の優先入居などに取り組んだところであります。

次に、基本目標2の「子育てを男女がともに担い、子育ての喜びを実感できる社会づくり」についてであります。

(1) の家庭や地域における男女共同参画の推進では、2つ目には、子育て応援みやざき県民会議と共同で、みんなで子育て応援運動を実施し、(2) の子育てと仕事の両立支援の推進では、1つ目の延長保育を実施する保育所の拡大などを、(3) の子育ての喜びを広げる交流活動の推進では、1つ目の「家庭の日」強化連携事業の実施などに取り組んだところであります。

次に、基本目標3の「子どもの人権が尊重され、子どもの生きる力が育まれる社会づくり」

についてであります。

(1) の子どもの人権を尊重する社会づくりの推進では、1つ目には、人権に関する作文・図画等の募集や、親子で人権を語り合うための資料「ファミリーふれあい」の作成・配布などに取り組んでおります。

資料の7ページをごらんください。(2) の生きる力を育む教育の推進では、3つ目には、命を大切にする心を育む事業の実施などに取り組んだところであります。

次に、資料の8ページ、9ページをお開きください。3つの指標の進捗状況についてであります。成果指標につきましては、計画策定の5年後の平成21年度の数値目標を掲げております。施策の進捗状況を示す個別成果指標が67項目、県民意識を反映した総合成果指標が2項目、これは9ページの一番下にございますが、合計69項目の成果指標を挙げております。全体としては、おおむね相応の伸びを示していると考えております。ただ、総合成果指標で掲げております、子育てに関して不安感や負担感などを持つ県民の割合につきましては、本年2月に実施されました県民意識調査の結果におきましても、66%となったところであります。この要因は、経済的なものから育児疲れなどの精神的なものまで、その程度も含めさまざまであろうと推測しております。国におけるいま一歩踏み込んだ対策が必要なことはもとよりでありますが、地方においてもこの結果を真摯に受けとめ、対策を講じていく必要があると考えております。

説明は以上であります。

○権藤委員長 以上で執行部の説明が終了いたしました。報告事項についての質疑がありましたら、お出しください。

○高橋委員 1ページの知的障がい者職場体験実習事業ですが、応募者は11名あったということで、宮崎近郊8名ということです。3名は近郊じゃなかったということで、どのあたりから募集があったんでしょうか。

○村岡障害福祉課長 これは県庁に通勤できるという条件がありますから、宮崎市周辺の町を含めた方々で、宮崎市及びその近郊の町になります。

○高橋委員 この事業はもう何年か経過していますね。去年もたしかあったような気がするんですけど。

○村岡障害福祉課長 昨年から始めています。

○高橋委員 検討されているかどうかわかりませんが、これは宮崎市の知的障がい者しか行けないじゃないですか。県内に県のいろんな出先もあるわけで、そこ辺の検討はされていないものでしょうか。

○村岡障害福祉課長 今回人数をふやしましたので、その成果を見ながら、できれば出先機関等も検討に上げていきたいと思っています。

○高橋委員 ぜひよろしくお願ひします。

○緒嶋委員 今の職場体験、これは実習だから、労賃をその人たちがもらうということはないわけですか。どうなっているんですか。

○村岡障害福祉課長 職場体験実習ですから、実習に対する報酬はありません。ただし、通勤費はかかりますので、通勤分はこちらから見る形になります。

○緒嶋委員 少なくとも、働くことで報酬をいただく喜びがあると勤労意欲が増してくるんじゃないかな。そこ辺の知恵を出すと、それだけの対価をいただいたということが、障がいがあっても働くことによる喜びがふえるんじやないかと思うんです。そのあたりの工夫というの

はできんものですか。

○村岡障害福祉課長 言われるとおりなんんですけど、まずは実習ということで、そういう仕組みをやりながら、トライアル雇用といいまして、いろんな形で企業と契約を結んで行う実習の次の段階の形もありますので、そういった仕組みをうまく利用する形でやっていただきます。知的障がい者が職場を経験する場所が少ないということで、まずは県からそういう姿勢を示していこうということで考えています。

○緒嶋委員 今のトライアルは、次のステップのこととも考えておられるわけですか。

○村岡障害福祉課長 そういう形もできますし、ここから就職に結びつけることもできると思いますので、そういった努力をしたいと思います。

○高橋委員 市町村でこの事業をやっているところはありますか。

○村岡障害福祉課長 現在のところ把握しておりません。今の段階では多分やっていないと思います。

○高橋委員 繰り返しになりますが、なおさら県が、県内にいらっしゃる知的障がい者が実習を受ける機会を拡大してほしいということで、重なりますけれども、ぜひよろしくお願ひします。

○村岡障害福祉課長 県のノウハウを、民間と同時に市町村にも提供しながら、一緒にやっていきたいと考えています。

○徳重委員 県庁カフェテラスですが、食べ物、食品ということでの営業ということですね。お金もいただいている。事故というか、食中毒がこれであるとは思いませんが、許可は要らないんですか。

○村岡障害福祉課長 これにつきましては、食

品取り扱いの許可を得らなきやいけないということです。今回選びました4事業所は、既に自分たちでレストラン等の経営をしておられます。食品衛生上の取り扱いの許可を得ていますので、その方々がこちらに来るということで、オーケーになります。

○徳重委員 日曜日はやらないというのはどういう……。日曜日もたくさんおいでになりますよね。

○村岡障害福祉課長 障がい者の方は週5日働いていらっしゃいますので、土曜、日曜は一応休みたいということだと思います。できればそういうふうにしたいんですけど、やっぱり夏場ですので、体力維持とか健康面を考えなきやいけないことがありますので、今のところ月曜から金曜ということで考えています。

○丸山委員 子育て支援等についてお伺いしたいんですが、いろいろ取り組みをやられているということで、合計特殊出生率も少しは上がってきてているんですが、総体的に見て2.04はまだまだで、今後の取り組みが必要ということで、(3)に、平成21年度に次世代育成の改訂をやると書いてあります。各部、多岐にわたっていろんな施策をやっているんですが、これまでの全体的な評価を各部ごとにとか、ここをもう少し頑張ってほしいというところの評価はどの程度までされていらっしゃいますか。

○佐藤こども政策課長 お話のように、現在の計画が来年度までの5カ年計画になっておりますので、来年度に向けて、今後、本格的な改訂作業をしていかないといけないかなと思っております。来月には全国の課長会もございまして、国の後期計画の策定に向けた方針も示されるようでございますので、そのことも含めまして検討していきたいと思っております。

お尋ねの全庁的な各部の評価ということでございますが、なかなか一概に言いづらいかなと思っております。昨年度も、例えば建設業の評価の中で、入札参加資格の審査の中で、育児休業制度を設けている業者さんには加点をするとか、あるいは商工観光労働部で子育ての施設を整備される場合に貸付事業を創設するとか、いろんな御協力はいただいているかなと思っております。ただ、私どもの気持ちとしますと、もう少し踏み込んだ協力あるいは連携がしてもらえるといいかなと思っておりますし、そのためには、私どもももっと積極的に各部に働きかけをしていく必要があるのかなというふうに思っております。以上です。

○丸山委員 いろんな事業を取り組むに当たって、どうしても財源的なものが必要になってくると思っているんです。そのときに、一つの提案として、ふるさと納税というものがあるんですが、宮崎県においてはふるさと納税の全体的な伸びも少ないんです。子育て支援をしっかりとしていく県ですよというのをもう少しPRできれば、大学生なり就職で県外に出られている子供さん、また大人の方、数多くの方がいらっしゃると思うものですから、そういう方々に、宮崎のために、人づくりのためにしっかりとやっていくんだよというような気持ちをPRしていただいて、それを子育て支援に充てるという基金的なものをつくるようなことをやらないと、絵にかいたもちになってしまって、財源がないと前に進まない。特に小児科とか産婦人科を持ってこようとしても、財源がないと厳しいところがありますので、基金の造成みたいなことにふるさと納税を活用——ほかのいろんなこともあるかもしれませんけれども、そういう方のを活用していくような考え方はないでしょう

か。

○佐藤こども政策課長 少子化対策そのもの一つだけとらえましても、巨額の財源が要ります。国の今の対策が約4兆円で、フランス並みにすると10兆円要るとか。これは一地方の問題であると同時に、国全体の問題かなというふうにとらえていまして、いろんな県で新税をつくるとか、あるいは育児保険みたいなものを作りとか、そういう構想はございますけれども、なかなか実現に至っていない。そこには県民の方々の理解といいますか、そのあたりもなかなか難しいということもあります。ですから、あきらめるということではないんですけども、今後、長期的にいろんな角度から研究する必要がある部分、もちろん財源がないと何もできないというのもあります。そのことは私も一番頭が痛いところでございますので、十分研究していく必要があるかなと思っております。以上でございます。

○丸山委員 いろんな形をやるにしても、東京と宮崎を比べたときによく言われるのは、子供の医療費が、たしか東京とかは小学生全部、宮崎に帰ってくると未就学児までと、差が激しいという話も聞いたりします。子育てに対する負担感とか不安感が70%近くあるというのは、その辺もあるんだろうし、全体的な予算もありますので、先ほど言いましたとおり、東京とかに出られた方々に、本当に宮崎は頑張っているんだから、ふるさと納税をしてくださいよというぐらい、福祉保健部を中心に発信をどんどんしていただいて、宮崎は人材を都会に供給している県だと私は思っているものですから、いい人材を供給しているという自負を持っておりますので、宮崎からもしどんどん子供の数が減っていけば、都市部に出す人も減っていくんですよ

と、少子化というよりも、人口減少をとめるために宮崎県は一生懸命頑張っているんですよというのを、知事を使っても構いませんので、うまく利用していただいて、そういったのを取り組んでいただくようにお願いしたいと思っております。

○佐藤こども政策課長 済みません、補足でございますが、ふるさと納税に関しては、御存じかもしれませんが、県の重点施策ですね、子育てとか医療といったものに充てるということを、募集の際に公表しながら、今、ふるさと納税のお願いをしております。委員のおっしゃる、県外に出てる若い人たちへの呼びかけも含めて、関係部局と相談してやっていきたいと思っております。

○前屋敷委員 次世代育成支援計画のところ、5ページの取り組みの内容についてです。

(2) の子どもほほえみダイヤル事業ですけれども、かなり応対する時間も長い時間帯で利用できるようになっていまして、いろんな暮らしのニーズにも適応するかなというふうに思うんですが、今の利用状況などの現状を教えてください。

○舟田こども家庭課長 子どもほほえみダイヤル事業につきましては、電話相談時間を、ここに書いてありますように、現在、午前9時から深夜0時までということで実施いたしております。平成18年度の相談件数が683件ということで、平成19年度は若干減っておりますが、やはり600件を超しております。相談内容につきましては、小学生に関するものが約3割ということで197件を占めております。そのほか、乳幼児に関するものが24%を占めているという状況でございまして、相談内容につきましては、やはり子供さんの育て方に関するものが4割近くを占

めております。具体的には、子供さんの性格であるとか、行動の内容であるとか、学校に行きたがらない、登校・登園拒否、こういったものに関する相談が多いようでございます。以上でございます。

○前屋敷委員 こういう相談事業があるということを周知徹底させるといいますか、利用者のもっと利用しやすいように事業の周知徹底をぜひ図ってほしいというふうに思います。

○舟田こども家庭課長 この事業につきましては、委員おっしゃいましたように、県庁の各種広報媒体等を初め、県内の各世帯に広く行き届くような方法で今後とも周知・啓発を続けまして、悩む子育て家庭、それ以外の方にも活用していただけるような取り組みに努めていきたいと思っております。以上でございます。

○前屋敷委員 ぜひよろしくお願ひします。

次の（3）の2つ目の不妊治療費の助成事業です。給付の対象、回数の拡大をされて事業を進めておられるんですけど、この事業についての現状も教えてください。

○相馬健康増進課長 不妊治療でございますけれども、19年度に所得制限の緩和を行いました。もう一つは、従来は1年度1回の助成でしたけれども、2回受けられるような形にしたところでございます。そういう中で、18年度は県で131件の助成がございまして、19年度はこういった緩和によりまして279件、倍増したような状況でございます。

○前屋敷委員 事業の拡大をしたという点で、そういう状況が結果として出ているというふうに思います。子育て支援のまず第一歩のところですので、さらなる充実も含めて、この点でも周知徹底をぜひ図っていただきたいと思います。

○緒嶋委員 妊婦健診だけど、地域によっては5回のところ、3回のところがあるというのを何かで聞いたんです。この回数ですよ、子供を産む前の母体の安心・安全のためにも、健診の回数をふやさにやいかんと思うんです。それこそ地域間格差があるというのは、市町村に取り組みそのものの認識がないのかなというふうに思うんですが、県はそれあたりはどういう指導をしているんですか。

○相馬健康増進課長 昨年度、妊婦健診を最低5回にするようにという国からの通知もございまして、各市町村も、一般財源化されておりますので、非常に厳しい中、従来2回であった健診を平均4.7回までふやしていただいたところでございます。県としましても、各市町村に対しまして、妊婦健診の回数の増加を医師会等と協議しながらお願いしてまいったところでございます。

○緒嶋委員 少なくとも子育て支援というのは当然のことで、その前で、全部が5回になるよう市町村を指導せんと、県はやっております、市町村がそれについていけないというような形になると、政策の一貫性から見てもおかしいと思うんです。宮崎県はすべて5回以上健診をするんだと。子供を育てる前の体制を強化するというか、充実させることのほうが先じゃないか。できた子供をどうするかじゃなく、できる前の母体を含めた安心・安全のためには、やっぱり異常出産があっちゃいかんわけですから、そういう健診をすることによって、対応も変わってくるわけですので、そのあたりを当面の目標として、その指導を強化していくことからスタートすべきじゃないかというふうに思っています。どうですか、来年ごろから皆5回以上はやるように県も何らかの支援をし、市町村に

対して理解を求める努力をやらんことには、市町村の自主性に任せますというだけではいかんのじやないかという気がするんです。どうですか、来年そういうふうに市町村を指導すれば。少子化というのは大変重要な問題だから、市町村も県と同じような気持ちで少子化対策に取り組んでもらう。その体制をつくることが先じやないかというふうに思うんです。

○相馬健康増進課長 妊婦健診の充実につきましては、内容を含めまして、今後とも市町村等その中身につきましても検討を進めてまいりたいと思います。

○緒嶋委員 ぜひそれを強力にやっていただく。それから先の子育て支援になるわけで、その前提をぴしゃっとすることが先だというふうに私は思います。

○横田委員 宮大医学部の定員増についてですけど、宮大が国ほうに申請されて5人増の可能性があるということで、非常にいいことだと思います。でも、新しくふえた5人のお医者さんが一人前になるには相当年数がかかりますね。今の医療問題の元凶は臨床研修医制度と言われていると思うんです。その制度に対する見直しとか、宮大として国ほうに要望なり、活動はされていないんでしょうか。

○高屋医療薬務課長 宮崎大学が臨床研修制度の見直しについての要望をやっているかどうかについては、把握しておりません。ただ、それにつきましては、県ほうは、全国知事会通しまして、また県独自で、その見直しについて要望しております。県が行っておる見直しの要望の内容ですけれども、1つは、研修期間を3年ないし4年ぐらいに延ばすことによって、今不足しているへき地医療、あるいは小児科、産婦人科に従事する期間をその中に設けてほしいと

いう本県独自の要望もやっております。ただ、国ほうの動きは、制度発足5年以内に研修制度の見直しを行うということを言っておりますけれども、その結果というのが、先日新聞にも出ておりましたけれども、大学病院での教育プログラムを弾力的に運用してもよいということ。それと、今、大都市の大きな病院に流れていって、地方に残る研修医が少ないということが一番大きな問題で、我々は都市部の定員を絞ってほしいということを要望しているんですけども、それについても、定数を著しくオーバーしているところ、あるいは10万人当たりの医師数が非常に多い病院については、国ほうが定員を絞るように要請をするという程度の内容でございまして、我々が切望しております大きな見直しまでには至っていないというのが現状でございます。研修内容の見直し、期間の見直しについては、引き続き強く要望していきたいというふうに思っております。大学ほうについては承知しておりません。

○横田委員 国ほうも地方の現状は多分把握していると思うんです。なかなか動きが見えなくてじれったい思いをしているんですけど、いろんな医療関係の講演会を聞いてみましても、講演される先生方も、手薄だと言われるんですね。大学と連携をとっていただきて問題解決できるように努力していただきたいと思います。

○高橋委員 先ほど緒嶋委員の質問で気がついたんですけど、妊婦健診の成果指標は盛り込まれているんですか。見当たらないんですけど。

○佐藤こども政策課長 8ページ、9ページにございますが、入れるとなると、基本目標1の（3）かと思います。結論から言いますと、妊婦健診の回数は入れておりません。妊婦健診関係では健康診査の受診率あたりを入れさせてい

ただいております。以上でございます。

○高橋委員 健康診査受診率というのは……。これは乳幼児ですよね、生まれた子供。まだ生まれない……。

○佐藤こども政策課長 失礼しました、勘違いでございます。周産期死亡率は、妊婦健診の絡みでいいと入れさせていただいております。

○高橋委員 それは違うんじゃないですか、周産期の死亡率というのは結果であって、妊婦健診を受診しているかどうか、先ほど緒嶋委員がおっしゃったのもそこだと思うんです。地域でばらつきもあるし、県としていろんな手を加えなきやいかんというところですから。次世代育成支援ということで、生まれた子供なのかなというふうに思ったんですが、先ほど説明があったように、不妊治療費の助成事業も取り込まれているから、生まれる前の子供もこの事業には含まれているんだなというふうに理解するものですから、妊婦健診の成果指標もあってもいいのかなと思って聞いてみました。どうですか。

○相馬健康増進課長 妊婦健診の回数につきましては、19年1月の通知で国のはうからございまして、それに伴ってふえたということで、最初の指標をつくった段階では、妊婦健診が5回以上という話は出ていなかったのではないかと思います。

○高橋委員 国はどうでもいいんですけど、宮崎県でつくった行動計画ですから、21年度の改訂のときに盛り込まれるかどうかわかりませんが、ぜひ検討していただきたいということです。これはお願いします。

次に、8ページの下のほうの（2）です。育児休業制度を就業規則に整備している事業所の割合、19年度で6割だから、とてもじゃない

が、21年度目標で100%というのはちょっと厳しいと思います。私も法の詳しいところはよく存じ上げないところもありますが、育児休業制度を盛り込まなきやいけない事業所というのは、例えば事業所の従業員の数で法規制があるんですか。

○佐藤こども政策課長 申しわけございません。明確に記憶しておりませんが、たしか従業員\*10人以上というふうに理解しております。

○高橋委員 この成果指標は10人以下も含んだ成果指標というふうに理解したほうがいいんでしょうか。4割は法律違反になっちゃいますよね。

○佐藤こども政策課長 この調査は、毎年度、事業所・企業統計調査というのがあります、その結果をもとに、任意に抽出しました民間の1,200事業所を対象にした調査でございます。これは10人以上のところもありますし、10人未満のところもあるようでございます。法律上の強制力がないというところがネックでございまして、そのあたりが制度がさらに進まない一つの要因というふうに聞いております。

○高橋委員 この制度の認識を深める上で、確認なんんですけど、民間事業所も作成すべき次世代育成支援事業の行動計画と理解していいんですね。301人以上の事業所は必置義務でしたね。ただ、おっしゃるように、努力目標であって、ペナルティーがないと私は記憶していたんです。今申し上げているところは非常に大事なところだと思うんです。なぜ女性が子供を生み育てにくくなっているのかというところが、日本全体で取り組まなきやいかんところだと思うんです。勤めて、結婚して、子供を産めば、やめないとダメだと。中小零細企業育成もあって、

※14ページに訂正発言あり

育児休業制度を取り入れるととてもじゃないが会社はやっていけないと。だから、暗黙の了解でやめていってもらうようなことが、まだ県内には残っていると思うんです。ちょっと厳しいと思いますけれども、ただ統計をとるのではなくて、それなりに事業所に赴いていろんな指導をしていただいていると思うんですが、もっともっと強化をしていただきたいと思うんです。女性が、仕事に安心して行ける、そして、結婚もできる、安心して子供も産める環境をつくるのは、やっぱりここだと思うんです。ぜひお願いしたいと思います。

○佐藤こども政策課長 おっしゃるとおり、子育てをどう充実するかというところで、職場環境は非常に大きな部分かなと思っております。昨年、ワーク・ライフ・バランス憲章とともにございまして、国の労働局もそのあたりに乗り出しております。国と商工観光労働部と私たちのほうで協議会を立ち上げて、今後どうしていくかということもやろうとしています。また、積極的に育児休業制度を推進されている企業にインセンティブを与えたいということで、小さな試みでございますけれども、今年度、「夢ふくらむ子育て顕彰事業」というのも新規事業で予算をいただきましたので、その中で、育児環境を整備しているあるいは推進している企業を表彰する事業も実施したいというふうに考えております。以上でございます。

○高橋委員 よろしくお願ひします。

最後に、これは商工観光労働部所管かもしれませんのが、さっき言った301名以上の事業所は必ずつくらなきやいかんというのを、何年か前に聞いたら、まだつくっていなかったんです。301人以上のところは、宮崎県がつくっているようつくっているかどうかというのは把握されて

いますか。

○佐藤こども政策課長 最新の状況では、301人以上の企業というのは県内に75ございます。すべて計画を策定されておるというふうに聞いております。また、301人未満のところも、義務はございませんが、146事業所で計画を策定していただいているというふうに聞いております。

○西村委員 次世代育成の中で触れられていなかつたので、この際、伺ってみたいと思うんですが、幼稚園・保育園というのがある中で、今、認定こども園という新たなシステムといいますか、認定こども園の中にも幼稚園型とか保育園型と言われているのがあります。非常に話題になりましたけど、県北にまだ一つもないような状況で、関係者からも問い合わせがあるんですが、県はそれに対してどのような指導というか方向性を持っているのか。特に進捗状況のところに何も載っていなかつたものですから、お伺いしたいと思います。

○佐藤こども政策課長 認定こども園制度は、18年10月からスタートしたばかりでございまして、おっしゃるように、県内にまだ5園しかございません。県北のほうにはないということでございます。私どもとしては、市町村を通じて、あるいは保育園、幼稚園と連絡するいろんな会合もございますので、そういう場を通じて制度内容の周知に努めております。以上でございます。

○西村委員 これが基本的に全県下にいろんな形で分散して広がっていくのが望ましいと思うんですが、結構、保育園の方も幼稚園の方も制度のことは知っているんですよ。ただ、もう一步踏み出せないのが、やはり補助とか行政のサポートが将来的に不透明だということを、保育園の方も幼稚園の方もよく言われるんです。何

かそのようなことで、幼稚園、保育園の先生方からの相談というのは、そちらのほうはかかわっておられるんですか。

○佐藤こども政策課長 電話等も含めていろんな相談はございます。ただ、おっしゃるように、もともと、幼稚園制度があって、一方で保育園制度がございまして、そのいいところを取り入れたいという制度であるんですけれども、運営する経費についてどうやって助成するか、そういった財政負担の部分はもともとないんです。ですから、もともとの補助制度を活用して運営できるところは、認定こども園を実施してはいかがでしょうかという制度になっております。その前提に立った上でございますので、いろんな角度からのお考えがそれぞれ当事者の方々にあるのかなというふうに思っております。ただ、現在、国のはうで今後に向けてどうしていくかということも検討はされているようございます。そのあたりも十分注意して見ていきたいというふうに思っております。

○西村委員 今、県内に5つありますが、5つ以上の話というのは、まだ相談も来ていないのでしょうか。

○佐藤こども政策課長 現在、数は多くはございませんが、相談はございます。

○横田委員 8ページの一番下の（2）ですけど、病児・病後児保育事業の実施箇所数、平成21年度目標が24カ所というふうになっております。これは県内満遍なく置かれていくということでおいいんでしょうか。

○佐藤こども政策課長 県内満遍なくということでございますが、具体的にはちょっとお待ちください。県内に14施設ございますが、宮崎市に4施設、都城に1施設、延岡に2施設、日南に1施設ということで、実施されている施設は

各地域にございます。

○横田委員 19年度で14カ所、21年度目標で24カ所ということで、少ないような気がするんですけど、これで足りているということで判断しているんでしょうか。それとも、受け入れ先をふやすのもなかなか難しいということでしょうか。

○佐藤こども政策課長 病児・病後児ということで、もちろん病気になった後のことございますので、いつ何どき見えるかわからない。逆に言うと需要が予測できないといいますか、そのあたりで、経営上どうなのかという問題が現実に横たわっております。地域の中でニーズはあると思うんです。ただ、ニーズの量と、どうやってサービスを提供するかというそこ辺の兼ね合いが、現実の問題としてあるのかなと。例えば病児・病後児を小児科でやる場合、別なスペースをつくる必要があります。そこには設備投資といいますか、施設整備という経費も要ります。そういったもろもろのことで現在14カ所にとどまっていると。ただ、御検討されている地域もあるようでございますので、市町村を通じて働きかけもしていきたいというふうに思っております。

○前屋敷委員 同じく8ページの放課後児童クラブの件ですけれども、21年の目標が197カ所ということで、19年度の実績からしても少なくなっている問題が1つと、放課後児童をどう安全に守るかという点で、今、文科省と厚労省サイドで、それぞれの立場からのすみ分けで放課後事業が進められています。預ける親の立場としては、学校の中でこういう児童クラブというものが設置されることが望ましいということで、今、空き教室の開放などで、これは文科省の関係になるんですけれども、その点で実施箇

所数をふやしていくという点で、共同してその充実に努めていく必要があるんですけれども、今後の見通しとしてはどういうふうになっているのか、お伺いします。

○佐藤こども政策課長 御存じのとおり、厚労省で放課後児童クラブ、文科省で放課後子ども教室ということでやっております。教育委員会と私たちの局も連携をとって、例えば指導者の合同研修をするとか、あるいは民間の方々も含めた協議会もつくっておりますので、そういう中で情報交換をするとか、そういうことで進めております。放課後子ども教室もどんどん伸びてまして、現在、県内に67教室ございます。放課後児童クラブは197カ所でございますが、まだまだニーズはあると思っておりますし、子ども教室も問い合わせが教育委員会のほうにたくさんあるようでございますので、まだ伸びていくのかなというふうに考えております。

○前屋敷委員 低学年の子供さんを持つ親としては、放課後の子供たちのことが一番気がかりになるので、その辺は充実させていく方向で、文科省との絡みもあるんでしょうけれども、設置箇所もふやして、ニーズに応じた状態をつくっていくという点で努力していただきたいと思います。

○権藤委員長 ほかにございませんか。

○佐藤こども政策課長 恐れ入ります。先ほど私、答弁の中で間違ったことを言っておりましたので訂正をさせていただきます。育児休業制度のことでございますが、人数の要件が10人と申し上げました。申しわけございません。人数の要件はないということでございます。

○権藤委員長 それでは、次に進ませていただきます。そのほか、何かございませんか。

これは私のほうで口火を切らせていただきますが、先般、聖マリアンナ医科大学から、文書によって議長あてに陳情書がまいりました。その後、委員の皆さんに回覧をさせていただいておりましたが、丸山委員のほうから、これに対する扱いはどうなるのかということが、委員会ではない席でも御意見が出されたりしております。したがいまして、皆様方のお手元には、陳情書のコピーが配付をされております。私ども大変勉強不足でありまして、難病の指定その他関連の状況等について、これをどのように対処するかという意味で少し勉強させていただいたほうがいいのではないかというようなことも含めまして、健康増進課長にお願いをしたいんですが、この病気の概況あるいは県内での発症例、その他概況的なものについて御説明をお願いできればというふうに思います。

○相馬健康増進課長 ジストニアという病気というか、症状をあらわしているものでございまして、自分の意志にかかわらず、筋肉が収縮したり、硬直して、それによって不自然な姿勢とかそういうものを呈する形になります。例えば、眼瞼のけいれんとか、痙性斜頸（けいせいしゃけい）という形で首が傾くような部分的なものから、全身的にそういった症状を起こす全身性のジストニアまで、幅広いものがあるというふうに聞いております。県内の患者数等につきましては、実態の把握等はできておりません。

○権藤委員長 これに関連して委員の皆さんから質疑があればお願いします。

○丸山委員 勉強不足で申しわけありません。難病というのは物すごい数があると聞いているんですが、実際、今、難病にどれくらい指定されていて……。まず、難病と言われているもの

がどれぐらいあるんでしょうか。

○相馬健康増進課長 難病には、国のはうで難治性疾患克服研究事業として対象になっている疾患が123疾患ございます。来年度には新たに7つの疾患を加えまして、130疾患が治療研究の対象になるというふうに聞いているところでございます。

○前屋敷委員 関連ですが、難病指定をする要件といいますか、条件といいますか、そういうものは最低どういう状態になったとき——今回7つの疾患が追加になったのは聞いたんですけど、どういう条件があるのか。要件といいますか。

○相馬健康増進課長 対象疾患としましては、原因が不明で治療法が確立していない、また後遺症を残すおそれが少なくない疾病であるということ、また、経過が慢性にわたりまして、単に経済的な負担が大きいということだけではなく、介護など著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病というものが、難病の定義といいますか、対象となっているところでございます。

○前屋敷委員 厚労省といいますか、国が指定するためには、やはり病気の実態というのが十分把握されないと、厚労省も取り上げる対象にならないということになるんですね。

○相馬健康増進課長 患者さんの要望等も非常に大きいのかなと思っております。来年から追加される疾患の中にHAM（ハム）という病気とか幾つかあるんですけれども、やはり患者さんの要望等によって厚労省のほうも対象疾患に加えたような話も聞いております。ただ、患者の実態という面では、難病というものが、病気の定義等ができていないということで、実態の把握が難しいという面もあるのかなと思ってお

ります。

○丸山委員 確認なんですけど、難病に指定されていなくても病気になっている場合に、国なり県は、指定になっていない方に関して、どのようなサポートを現在やっているというふうに思ってよろしいんでしょうか。

○相馬健康増進課長 先ほど123疾患あると申しましたけれども、45の疾患につきましては、治療費の公費負担までございます。その対象以外の患者さんにつきましては、相談があった場合には、保健所等で個別に相談等に対応するという形になろうかと思っております。

○丸山委員 治療費ではなくて、障害者年金とか、仕事ができないということがあつたりするといろんな助成があると思っているんですが、それは大体受けていると思ってよろしいんでしょうか。

○村岡障害福祉課長 この件につきましては、障がい者手帳の場合には、病気というよりも障がいの程度によって判断します。これは国で決まっていますので、症状にかかわらず、障害等級に該当すれば対象になる。年金とかも対象になるという形になります。

○権藤委員長 この件については我々もまだ勉強不足の点もありますが、とりあえず本日の執行部への質疑というものについては以上でよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○権藤委員長 その他ございませんね。それでは、以上をもちまして福祉保健部を終了いたします。執行部の皆さんには大変御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時9分休憩

午前11時10分再開

○権藤委員長 それでは、委員会を再開させて  
いただきます。

その他御意見等はございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○権藤委員長 ないようでしたら、以上で委員  
会を終了いたします。

午前11時10分閉会